

令和6年7月

経営セーフティ共済加入事業所各位

萩商工会議所

【経営セーフティ共済(倒産防止共済)】 税制の特例に関する内容の変更について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当所事業運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年3月28日に【所得税法等の一部を改正する法律】が成立し、令和6年3月30日に公布されました。その結果、倒産防止共済掛金の税法上の取り扱いについて規定している、租税特別措置法第28条および第66条の11が改正され、令和6年10月1日以降に共済契約を解除し、再度共済契約を締結(再加入)した場合、その解除の日から2年を経過する日までの間に支出する掛金については、必要経費または損金の額に算入できなくなりました。解約や再加入をされる場合はご注意ください。

敬具

